

スギ				ヒノキ			
長さ m	末口 cm	中値 1m ³ 単価	摘要	長さ m	末口 cm	中値 1m ³ 単価	摘要
3m	14	14,000	柱目3.5寸取	3m	14	17,000	柱目3.5寸取
	16~18	18,000	柱目4寸取		16~18	26,000	柱目4寸取
	20~	18,000	中目		20~	22,000	太角目
4m	12~13	13,000	母屋取り	4m	12~13	15,000	母屋取り
	14	16,000	土台目3.5寸取		14	20,000	土台目3.5寸取
	16~18	18,000	土台目4寸取		16~18	24,000	土台目4寸取
	20~22	18,500	中目		20~22	23,000	中目縁甲取
	24~28	18,500	中目		24~28	23,500	中目
	30~34	18,500	二番玉節少		30~34	25,000	二番玉節少
6m	36~	19,000	根玉選木	6m	36~	30,000	根玉選木
	16~18	—	通し柱3.5寸		16~18	30,000	通し柱4寸
	20~22	—	通し柱4寸		20~22	28,000	通し柱太角

水窪町森林組合だより



長年に亘り、ご愛顧いただきありがとうございました。
心より感謝とお礼申し上げます。



ホームページQRコード

昭和61年10月開店以降36年余り営業を続けてまいりましたが、国道の通行止めや、コロナウィルス感染拡大の影響もあり存続することが難しく、1月末日をもって閉店することになりました。
地域の皆様に愛されたお店として感謝しております。
ご厚意をいただきましたお客様にも心よりお礼申し上げます。
皆様方のいっそうのご健勝を心よりお祈りいたしましてご挨拶とさせていただきます。

みさくぼ路の里スタッフ一同

森林のご相談は
水窪町森林組合までご連絡ください。

〒431-4102
静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方248-1
Tel: 053-987-0035 Fax: 053-987-1018
Email: misakubo-shinrin@po4.across.or.jp

販売品のお知らせ

椎茸駒を打つ原木です。長さ90cmで太さは10cm前後から20cmまでのコナラの木です。1本から販売可能。1月末までに注文をお願いします。

数量限定販売のため、売切れ次第終了となります。

椎茸原木 500円/本 駒入れ 1,000円/本
表示価格は税込価格です。
3月末頃から順次配送いたします。
町外は送料を別途いただきます。



生しいたけは、焼いて食う!!最高!!

椎茸駒種 一森一(森121) 春に多く収穫できる品種
にく丸(森290) 秋に多く収穫できる品種
クリタケ・ナメコ

販売価格 1,000個/袋 4,130円
100個単位で小売可能 480円



ナメコのお味噌汁は格別! クリタケも汁物や鍋に!!

各種苗木の注文を賜ります。

苗木 山行苗木(スギ・ヒノキ・コナラ)注文を受付ます。
果樹(栗、柿、梅等)の苗木注文もお受けしますので、購入を予定されている方は1月末までに注文をお願いします。

お知らせ

組合出資証券の名義変更等について

山林の相続、贈与、売買等で名義を変更された際には、森林台帳変更、出資証券の名義変更の手続きをお願いいたします。

名義変更の申請用紙は、ホームページの各種申請様式からもダウンロードできます。
山林の相続、売買、住所変更等された組合員の方は、ご連絡をお願いいたします。

組合長よりご挨拶

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ご家族お揃いで新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。年末には大寒波と同時に、西日本及び日本海沿岸は大雪に見まわれ、日常生活にも支障をきたしているなど被災を受けた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと相変わらず新型コロナにより組合の事業にも少なからず影響がありました。昭和61年10月オープン致しました森林組合直営売店の「みさくぼ路の里」が36年の歴史に1月の閉店セールで幕を閉じることになりました。林業関係の機械器具や地下足袋、手袋、地場産の椎茸、山菜、蒟蒻など春秋に訪れる観光客に、サカキ、香の花など地元の皆様に、ご支援を賜りながら販売運営を続けて参りました。しかし、近年の入り込み観光客や地域住民の減少、通販や大型店舗の出店、本年度から始まるインボイス制度等、組合事業直営として継続することが困難と成りました。

大変残念な決断でしたがご了承頂きたいと思っております。今後売店は、継続営業を希望する方をお願いするよう進めて参りますので「みさくぼ路の里」同様ご最前にお願ひ致します。

また、昨年から中堅、若手の組合従事者の退職者がありました。働き方改革等就業規則の見直しを検討していますが、県西部農林事務所天竜農林局が本年度実施した若手林業従事者アンケートで3割が転職を検討している報告がありました。仕事の内容については67%が「満足」とした一方、収入に不満を持つ割合は35%に上がり、人手に悩む林業界の雇用の課題が改めて浮き彫りと成りました。天候に左右される、スマホの電波が届かないなどやりがいと収入、労働環境のギャップが離職を生む要因となっていると分析され、不満の解消が定着率の向上に繋がるのではないかと結んでいます。今後は、森林整備事業は勿論、人材育成に力を注ぎ担い手の確保・育成が重要となりますので「森林環境譲与税」などを投入し取り組んで頂ける様、市当局にも要望して参りたいと思っております。意欲と能力のある人たちをどう育て、コントロールしていくかは地域全体で議論すべきで最重要課題と言えるでしょう。

近年、山林所有者から相続した山林を継続するのが困難となったので譲りたいというような相談が多くなりました。ウッドショックにより若干価格が見直されましたが、以前（50年前位）のような材価と成らない限りこの傾向は暫く続くと思っております。

コロナとウクライナで世界は大混乱となり、しかも地球温暖化、気候変動が起きている現在、森林資源をこれからの社会にどう活かすか、木を植えた先人に報いるためにも地域が一丸となって林業に取り組んで行くことを新年の目標とし進めて参りますので、本年も皆様のご指導を賜りますようお願いし、重ねて幸多き一年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

正月や 村の小すみの 梅の花 小林一茶
 令和5年睦月 代表理事組合長 熊谷啓司

新年 安全祈願祭 無事故、無災害祈願!!



毎年仕事始めの朝に、役員、現場技術者全員で一年間の無事故、無災害を神前に玉串を奉納し、祈願しています。

安全+第一



神官 祝詞奏上

5年間無災害表彰



平出 博さん



坂中 貴拓さん

無事故、無災害を5年間継続された平出さんと坂中さん2名を安全表彰し、金一封を贈呈しました。

【安全はすべてに優先する】が当組合の基本理念のもと、これからも安全作業の見本となって、継続していただきたいと思います。



相続登記制度が新しくなりました (令和6年4月1日スタート)

Q1 法律が変わり、不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されると聞いたのですが、なぜですか?

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、**復旧・復興事業等や取引を進められない**といった問題が起きています。

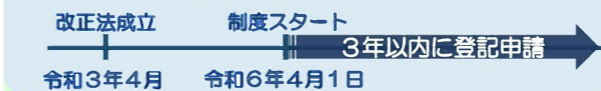
この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、**令和3年4月、成立し、相続登記が義務化されました。**



Q2 長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか?

相続登記が義務化される制度は、**令和6年4月1日からスタート**します。

また、相続登記の申請については、制度のスタートから**3年間の猶予期間**があります。



Q3 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか?

新しい制度では、**正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。**

例えば、関係者が多くて必要な資料を集めるのが難しい場合などは、**罰則の対象になりません。**



Q4 制度がスタートした後、不動産を相続したとしたら、どのような登記をすればよいでしょうか?

相続人の中で**遺産分割の話し合い**がととのった場合には、その結果を踏まえた登記をすることになります。

話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」の手続をとることで、**義務を果たすこともできます。**

この手続は、自分が相続人であると申告して、それを示す戸籍を出せば、一人で行うことができます。**(令和6年4月1日からスタート)**



Q5 不動産登記について、相続登記制度以外にどのような見直しがされていますか?

①所有名義人となっている**不動産の一覧を、相続人等に証明する制度**や、②登記簿上の**所有者の住所等が変わった場合に、その申請登記を義務化する制度**などが導入されます。

これらは、**令和8年4月までにスタート**します。**(具体的な時期は今後決められます)**



Q6 相続登記について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか?

お近くの法務局や登記の専門家である**司法書士会**などにご相談ください。

また、相続登記を推進する様々な取組を、**法務省の専用ページ**で情報提供しています。



(法務省ホームページ参照)

司法書士 無料相談会 を開催します

◆山林や土地、建物の相続の登記

- ・相続人のひとりが行方不明
- ・未成年者の相続人がいる
- ・遺言を書きたい
- ・相続登記の費用はどのくらい?
- ・山、畑、宅地の名義がひい爺さんのまま
- ・親族同士、知人間で山林などを譲渡や売買したい

◆高齢者や障害者の生活支援

◆親族・ご近所とのトラブル

◆身近な金銭トラブル



日時 令和5年 2月24日(金)
 4月28日(金)
 6月30日(金)
 8月25日(金)

場所 水窪町森林組合事務所2階

時間 13時から16時まで

※予約が必要となります。事前に電話でご連絡ください。



お気軽に司法書士にご相談ください。

